

第8章

防災指針

- 1 防災指針の目的等
- 2 災害ハザード情報の整理
- 3 取組方針の検討
- 4 具体的な取組
- 5 取組スケジュール

I 防災指針の目的等

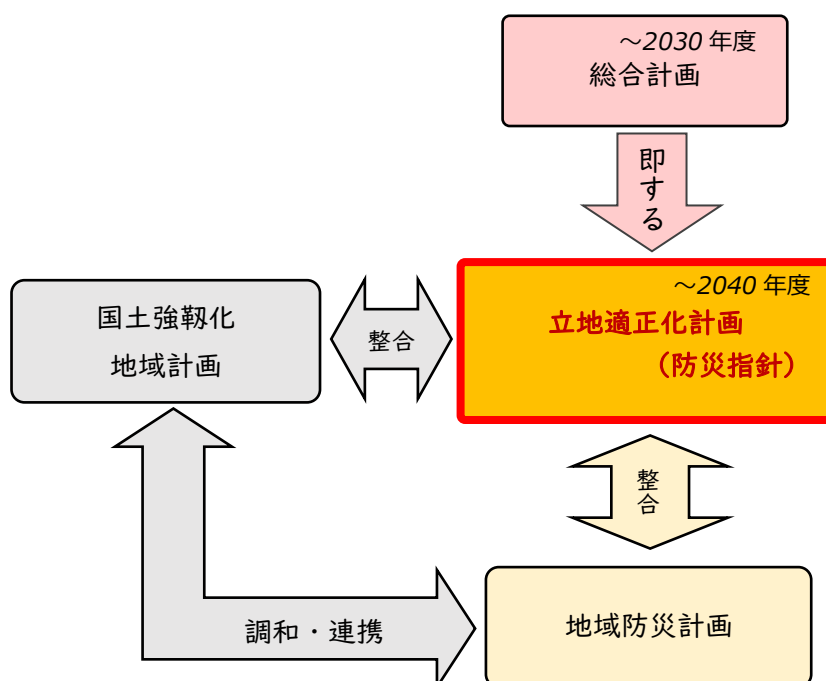
(1) 目的

近年、全国各地で自然災害が発生し、人命や家屋、社会経済基盤に甚大な被害が生じています。今後も気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化することが懸念されることから、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画の記載事項として、新たに防災指針が位置付けられました。

防災指針は、比較的安全性の確保が期待される区域への居住や都市機能の誘導を図ることにより、都市構造の観点から災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害リスクの分析に基づき、必要となる防災・減災対策を計画的に実施することで、災害に強く、持続可能な都市の形成を目指すものです。

(2) 防災指針の位置付け

立地適正化計画と同様に総合計画を上位計画とし、防災分野の計画である地域防災計画や国土強靱化地域計画と連携・整合するものです。



2 災害ハザード情報の整理

(1) 本市で想定されるハザード情報の収集

本市は、沿岸から離れていることから、大地震による津波被害は想定されていませんが、北方には、神奈川県尾根といわれている丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。

また、市内を流れる河川の多くは、丹沢山塊の陵線の合間から発しており、がけ地が多く散在しているため、地震や大雨等による土砂災害が発生するおそれがあります。

ア 災害ハザードの種類

災害リスクの分析にあたり、次の災害ハザードの種類を災害リスクとして整理します。

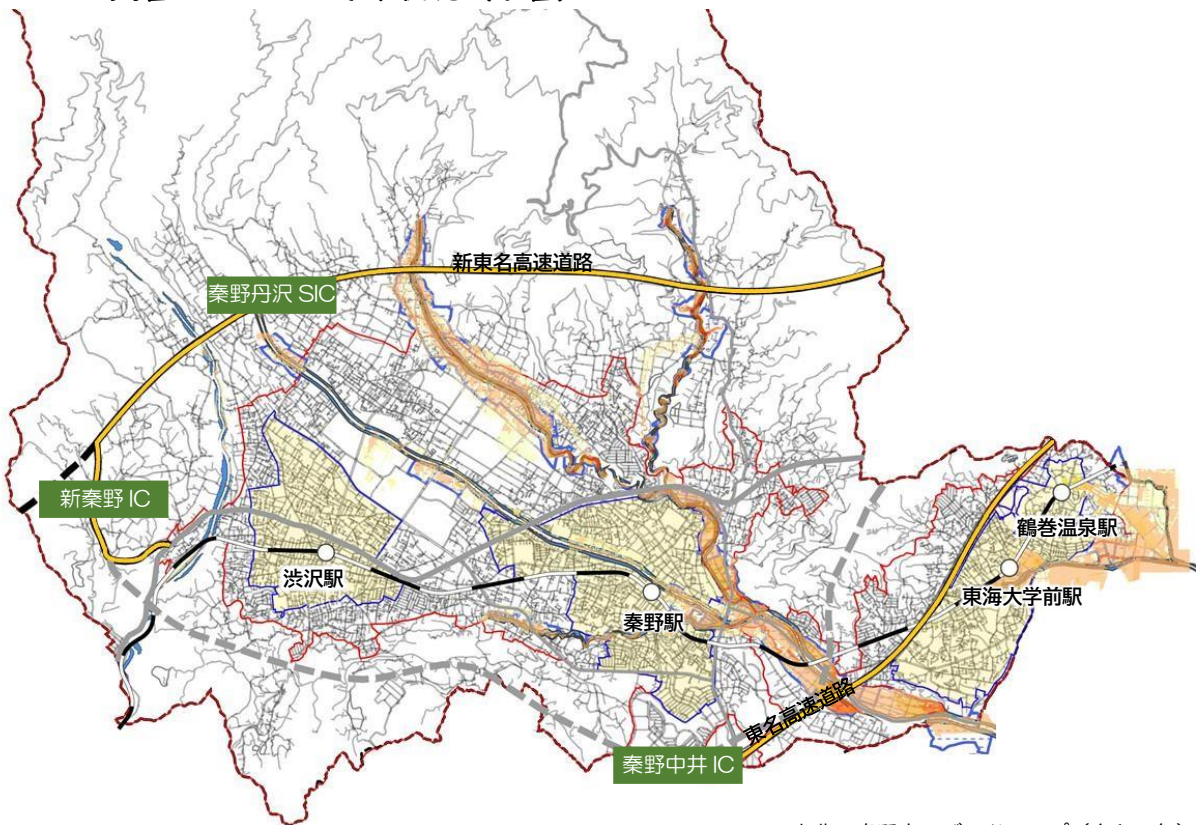
水害

水害の種類	災害ハザード情報	根拠法令等
外水氾濫	・洪水浸水想定区域 →想定最大規模降雨、計画規模降雨	水防法
	・家屋倒壊等氾濫想定区域 →氾濫流、河岸侵食	
内水氾濫	・内水浸水想定区域	

土砂災害

土砂災害の種類	災害ハザード情報	根拠法令等
土砂災害	・土砂災害特別警戒区域 →土石流、急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害防止法)
	・土砂災害警戒区域 →土石流、急傾斜地の崩壊	
	・急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地法)

イ 災害ハザードの分布状況（水害）



出典：秦野市ハザードマップ（令和7年）

ウ 災害ハザードの分布状況（土砂災害）



出典：秦野市ハザードマップ（令和7年）

(2) 各種災害により想定される被害の整理

各種災害が発生した際に、想定される被害を整理します。

ア 水害

本市には、水防法に基づく水位周知河川が、金目川水系（金目川、大根川、善波川、室川、水無川、葛葉川）と酒匂川水系（四十八瀬川）が流れており、想定最大規模の降雨があった際は、秦野駅、東海大学前駅及び鶴巻温泉駅周辺では、2階への垂直避難が困難となる浸水深が3mを超える洪水浸水想定区域があります。

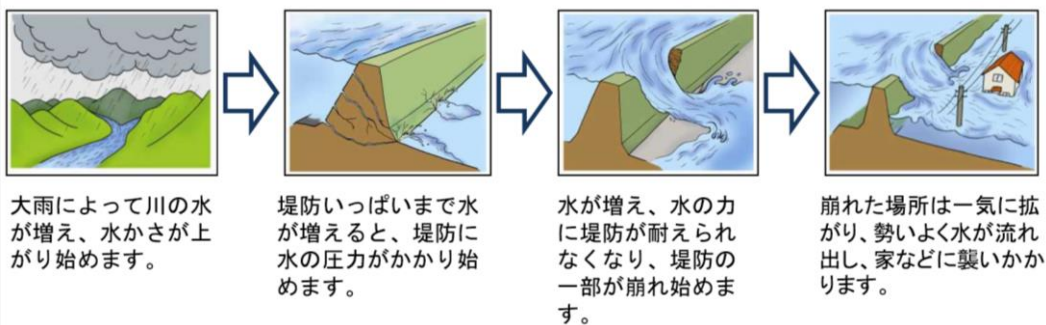
また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）は、家屋が倒壊・流出するおそれがあるため、風水害時避難所等への早期水平避難（立ち退き避難）の必要性を判断することが求められます。

【外水氾濫】

大雨で流量が増大することで川の水位が上昇し、堤防の高さを越えたり、堤防が壊れて、川から水があふれ出たりする現象です。上流で降った雨でも水位が上がるので、注意が必要です。

川から溢れた水は、低いところへ向かって流れるため、浸水の深さや流速によっては安全な避難が困難になります。

（外水氾濫イメージ図）



出典：国土交通省資料から抜粋

【内水氾濫】

川から水が溢れなくても、川や下水道等の排水能力を超え、降った雨を排水処理できなくて浸水が起こる現象です。

（内水氾濫イメージ図）





出典：国土交通省資料から抜粋

【家屋倒壊等氾濫想定区域】

洪水時に、家屋が流出・倒壊する等の可能性が高い範囲を示しており、氾濫流によるものと、河岸侵食によるものの2種類があります。

この区域では垂直避難ではなく、風水害時避難所等への早期水平避難（立ち退き避難）を判断する必要があります。

（家屋倒壊等氾濫想定区域イメージ図）

氾濫流	河岸侵食
河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域	洪水時の河岸侵食により、家屋倒壊のおそれがある区域
	

出典：秦野市ハザードマップ（令和7年）

【水害の参考指標等】

・ 想定最大規模降雨

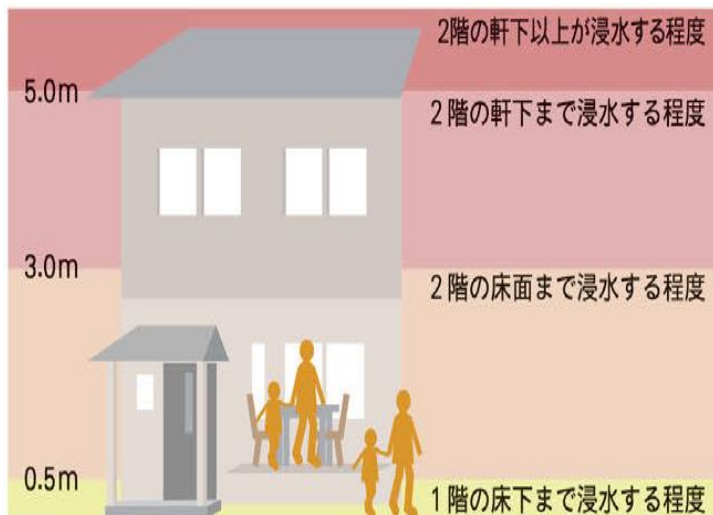
河川	発生頻度	想定最大規模降雨
金目川水系 （金目川、大根川、善波川、室川、水無川、葛葉川）	1000年に1回程度 （年超過確率 1/1000）	流域の24時間総雨量 396mm ピーク時の降雨 135分間の総雨量 240mm （107mm/時の降雨が135分間継続）
酒匂川水系 （四十八瀬川）	1000年に1回程度 （年超過確率 1/1000）	流域の24時間総雨量 339mm ピーク時の降雨 70分間の総雨量 165mm （142mm/時の降雨が70分間継続）

・ 計画規模降雨

河川	発生頻度	計画規模降雨
金目川水系 （金目川、大根川、善波川、室川、水無川、葛葉川）	100年に1回程度 （年超過確率 1/100）	流域の1時間雨量 117mm
酒匂川水系 （四十八瀬川）	100年に1回程度 （年超過確率 1/100）	流域の1時間雨量 94mm

・浸水想定区域における浸水深

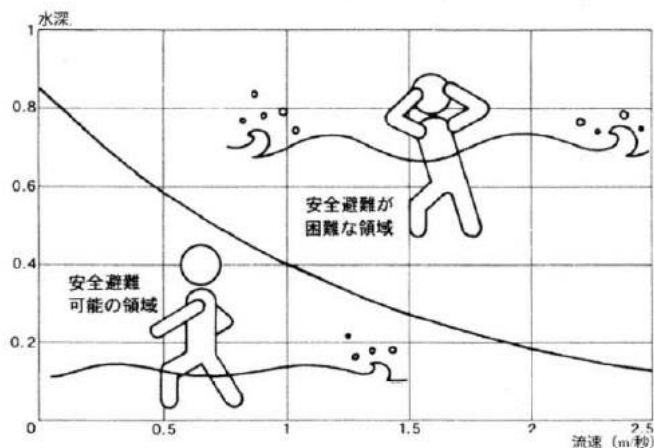
浸水深	浸水程度の見安	リスク
0～0.5m	床下浸水（大人の膝までつかる）	流速 0.7m/s でも避難が困難になる
0.5～1.0m	床上浸水（大人の腰までつかる）	安全な避難が困難になる
1.0～2.0m	1階の軒下まで浸水する	人の背丈を超える浸水深となるおそれ
2.0～5.0m	2階の軒下まで浸水する	2階への垂直避難が困難になるおそれ
5.0m～	2階の屋根以上が浸水する	2階への垂直避難が困難になる



出典：秦野市ハザードマップ（令和7年）

【実験データ】

浸水深が 0.5m（大人の膝）程度でははん濫流速が 0.7m/s 程度でも避難は困難となる。



【洪水避難時に水中歩行できる領域】^[10]
 実験水路とプールを使用した水中歩行
 実験結果からとりまとめられたデータ

出典：洪水ハザードマップ作成の手引き（改定版）から抜粋

イ 土砂災害

高さ等、一定の要件を超えている崖等は、大雨時に、土石流、急傾斜地の崩壊といった土砂災害のおそれがある区域として、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域と、土砂災害特別警戒区域が指定されています。

また、一定以上の人家等が被害を受けるおそれがある区域として、急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。

【土砂災害防止法】

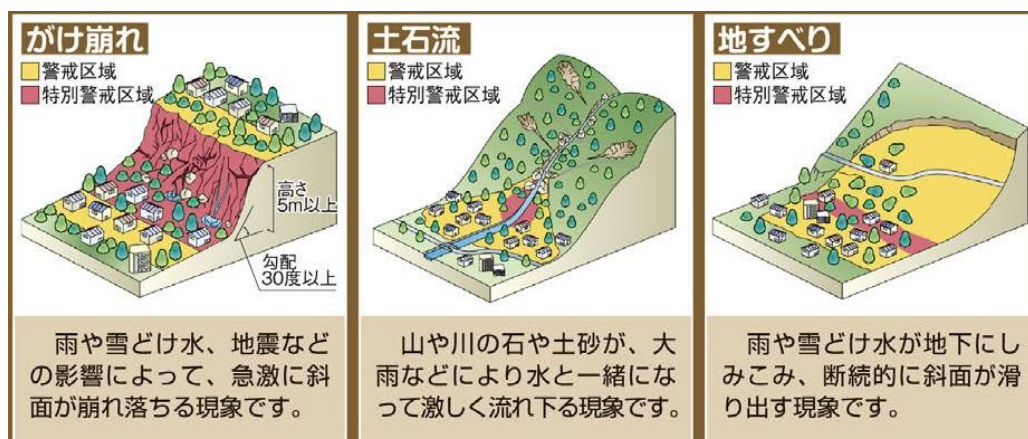
土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（イメージ図）



出典：秦野市ハザードマップ（令和7年）

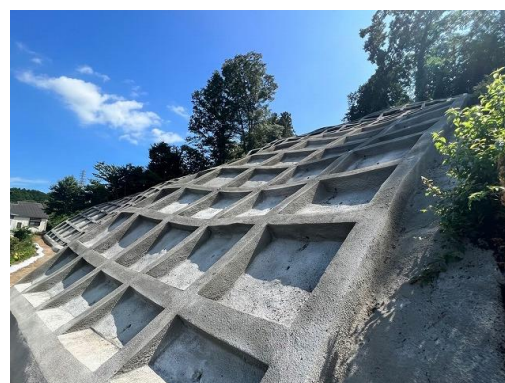
【急傾斜地法】

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊によって、一定以上の人家や公共施設が被害を受けるおそれがあると認められ、急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発するおそれがある行為の制限がある区域



対策工事前

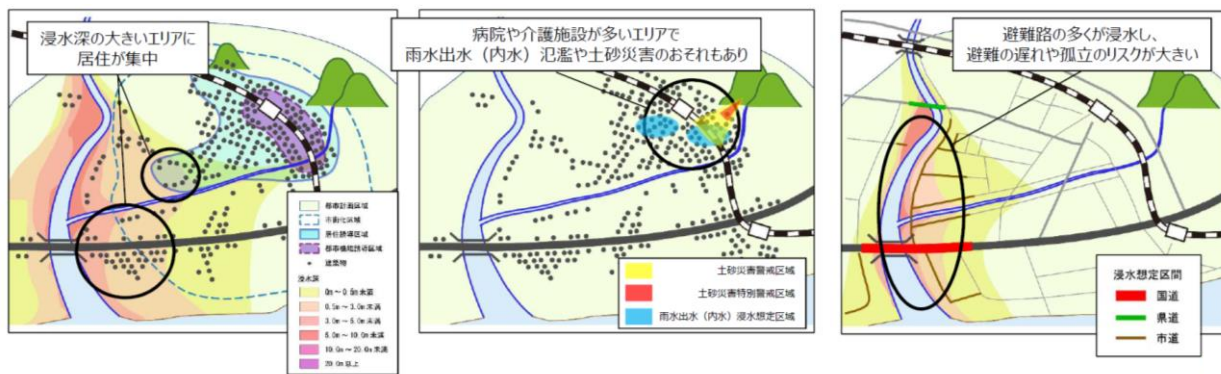


対策工事後

(3) 災害リスクの高い地区の抽出（災害ハザード情報×都市の情報）

収集した災害ハザード情報と、都市の情報（建物階数や都市機能の分布）を重ね合わせ、想定最大規模の降雨が発生した場合に、次の6つの設定した災害リスクがあるかについて抽出します。

（災害情報と都市の情報の重ね合わせイメージ）

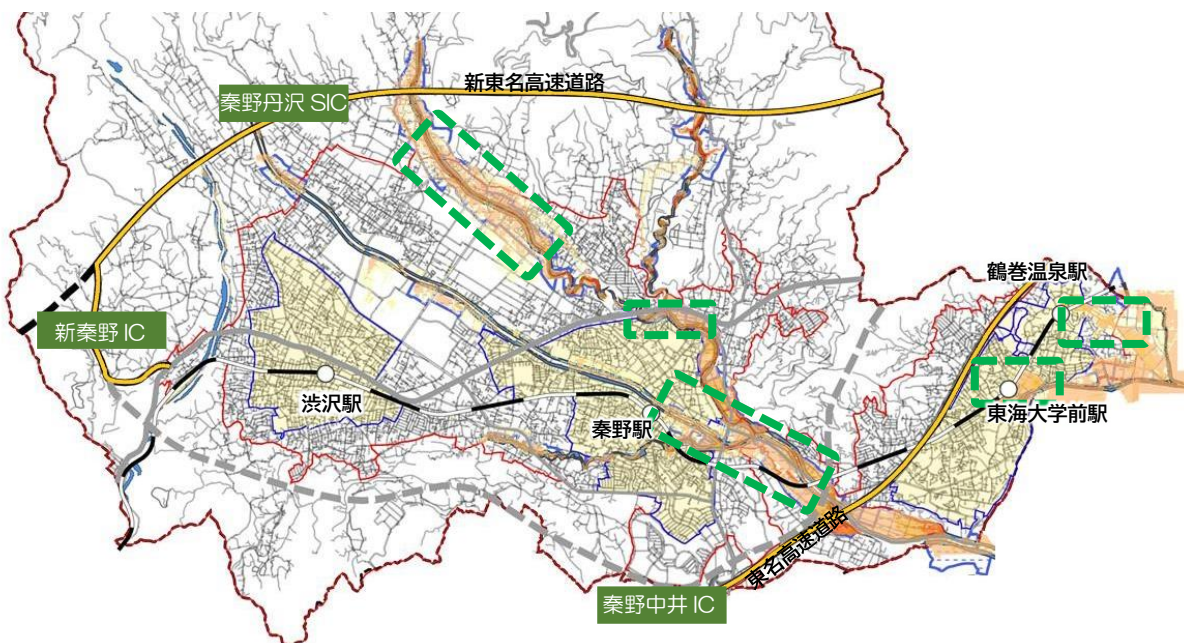


出典：国土交通省資料より抜粋

ア 垂直避難が困難と想定される浸水深3 m以上のエリア

洪水及び内水の浸水想定区域（想定最大規模降雨）における浸水深3 m以上のエリアは、主に葛葉川、金目川及び大根川沿いに分布しています。

浸水深が3 mを超えてくると、2階の床面まで浸水するおそれがあり、垂直避難が困難になるため早期に避難所等への水平避難（立ち退き避難）の判断をする必要があります。



（令和7年現況）

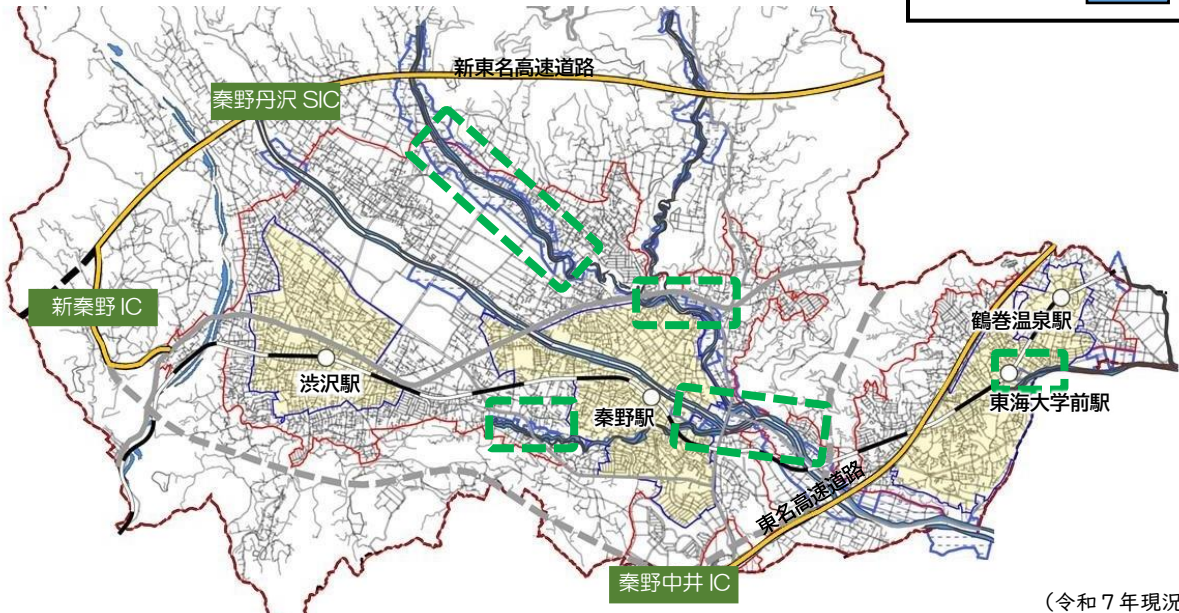
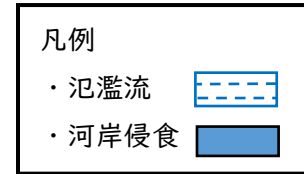



市街化区域内で浸水想定深3 m以上の区域がまとまって分布しているエリア

イ 垂直避難が困難となる家屋倒壊等氾濫想定区域に住宅が立地しているエリア

家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流は、葛葉川、水無川及び大根川沿いに分布しています。

また、河岸侵食は主要な河川に沿って分布しています。

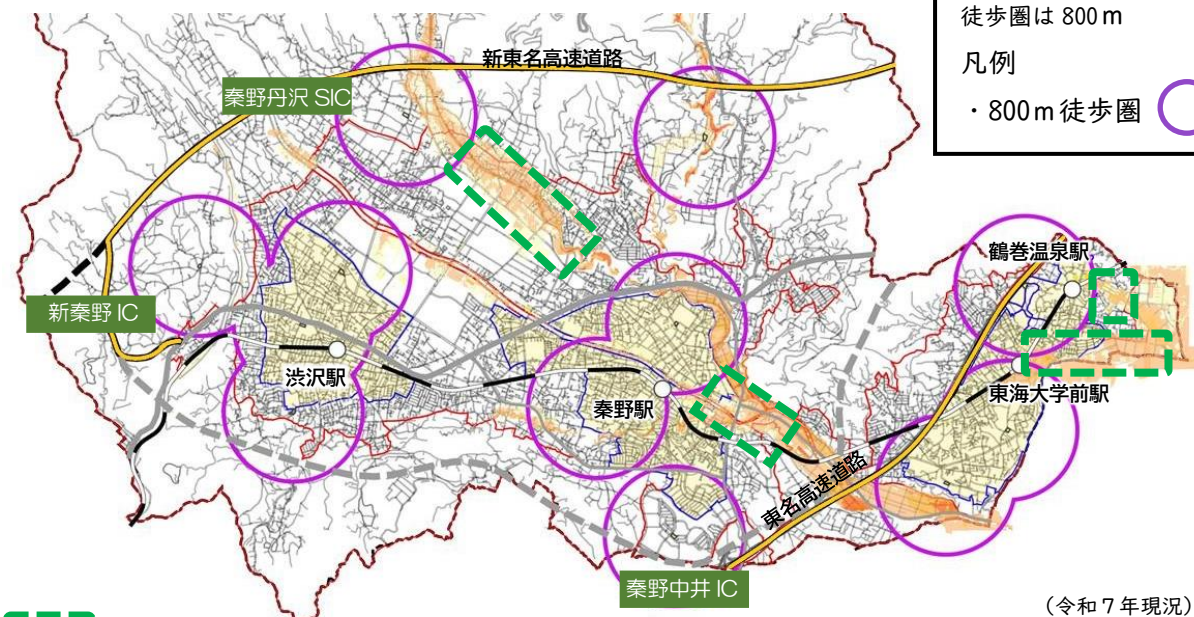
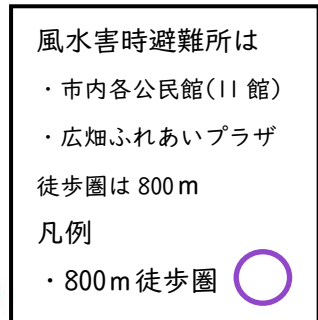



 市街化区域内で、住宅が立地していて垂直避難にリスクのあるエリア

ウ 水平避難（立ち退き避難）する際の避難施設が徒歩圏にないエリア

風水害時避難所までの徒歩圏にないエリアは、主に葛葉川、水無川、金目川及び大根川沿いに分布しています。

浸水深が0.5mを超えてくると安全な避難が困難になります。

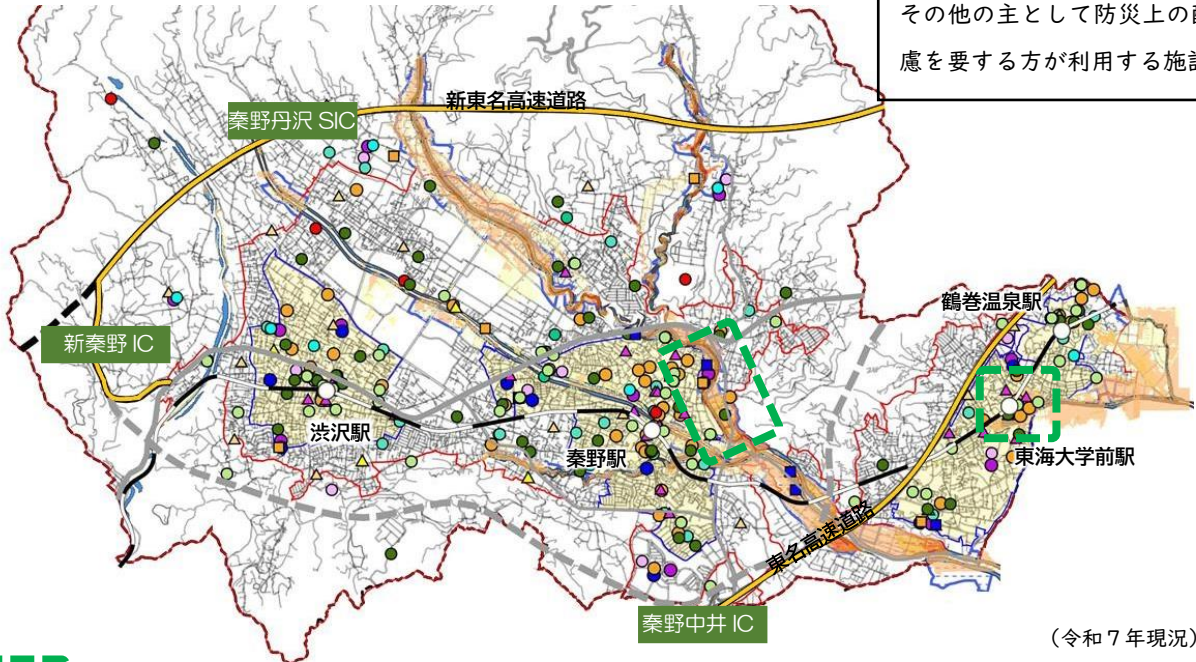



 市街化区域内の浸水想定区域で、風水害時避難所の徒歩圏にないエリア

エ 浸水想定区域に複数の要配慮者利用施設が立地するエリア

浸水想定区域内に存在する要配慮者利用施設は、避難行動に時間がかかるため、地域防災計画に基づき、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が重要です。

要配慮者利用施設とは
社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設





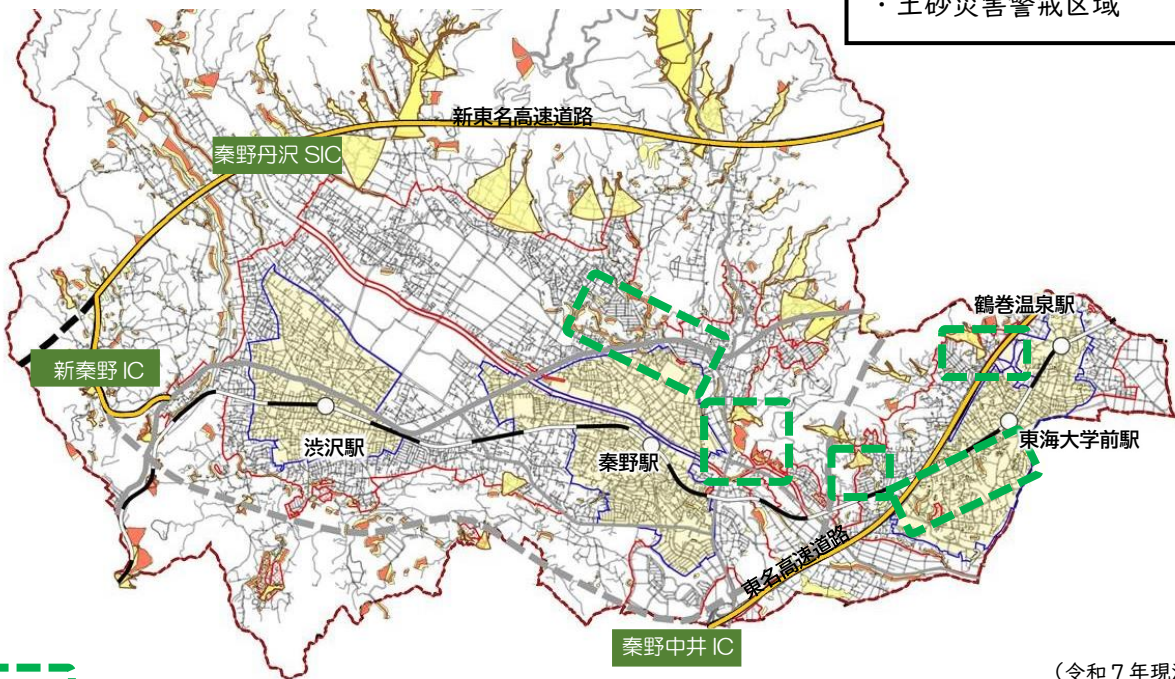
 市街化区域内の浸水想定区域で、複数の要配慮者利用施設が立地しているエリア


オ 土砂災害のリスクが高いエリア

山沿い以外にも土砂災害のリスクが高いエリアが、市街化区域内に分布しています。

凡例

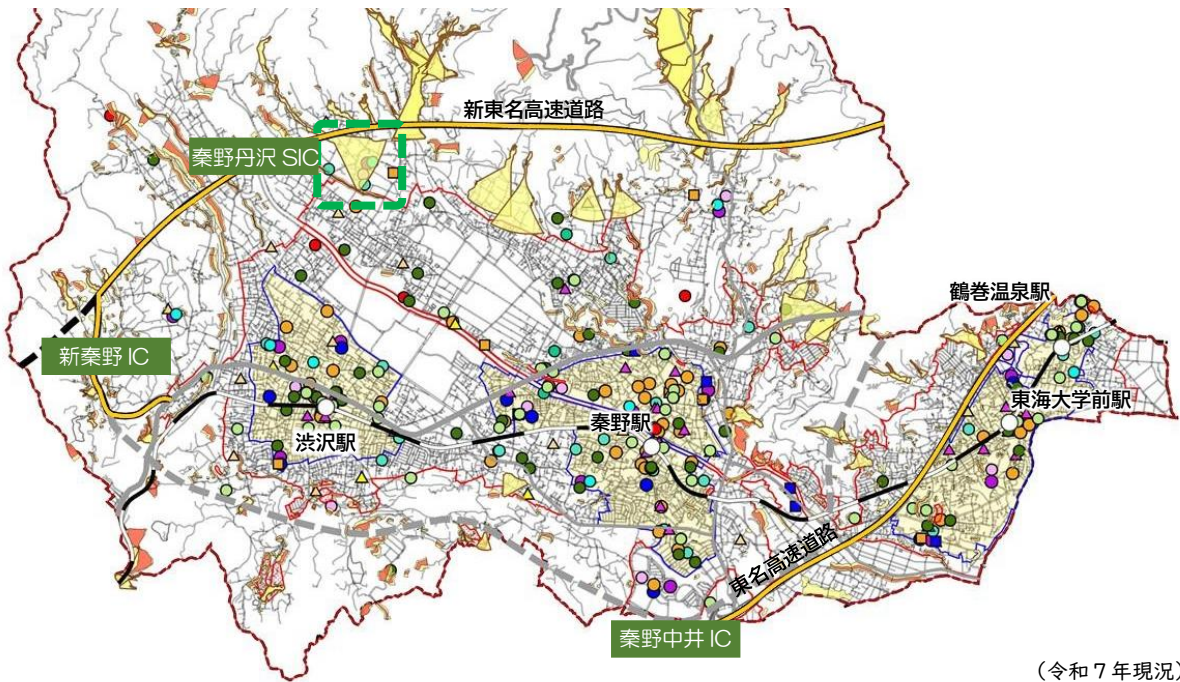
- ・土砂災害特別警戒区域 
- ・土砂災害警戒区域 



 市街化区域内で土砂災害のリスクが高いエリア

カ 土砂災害警戒区域に複数の要配慮者利用施設が立地しているエリア

土砂災害（特別）警戒区域内に存在する要配慮者利用施設は、避難行動に時間がかかるため、地域防災計画に基づき、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が重要です。



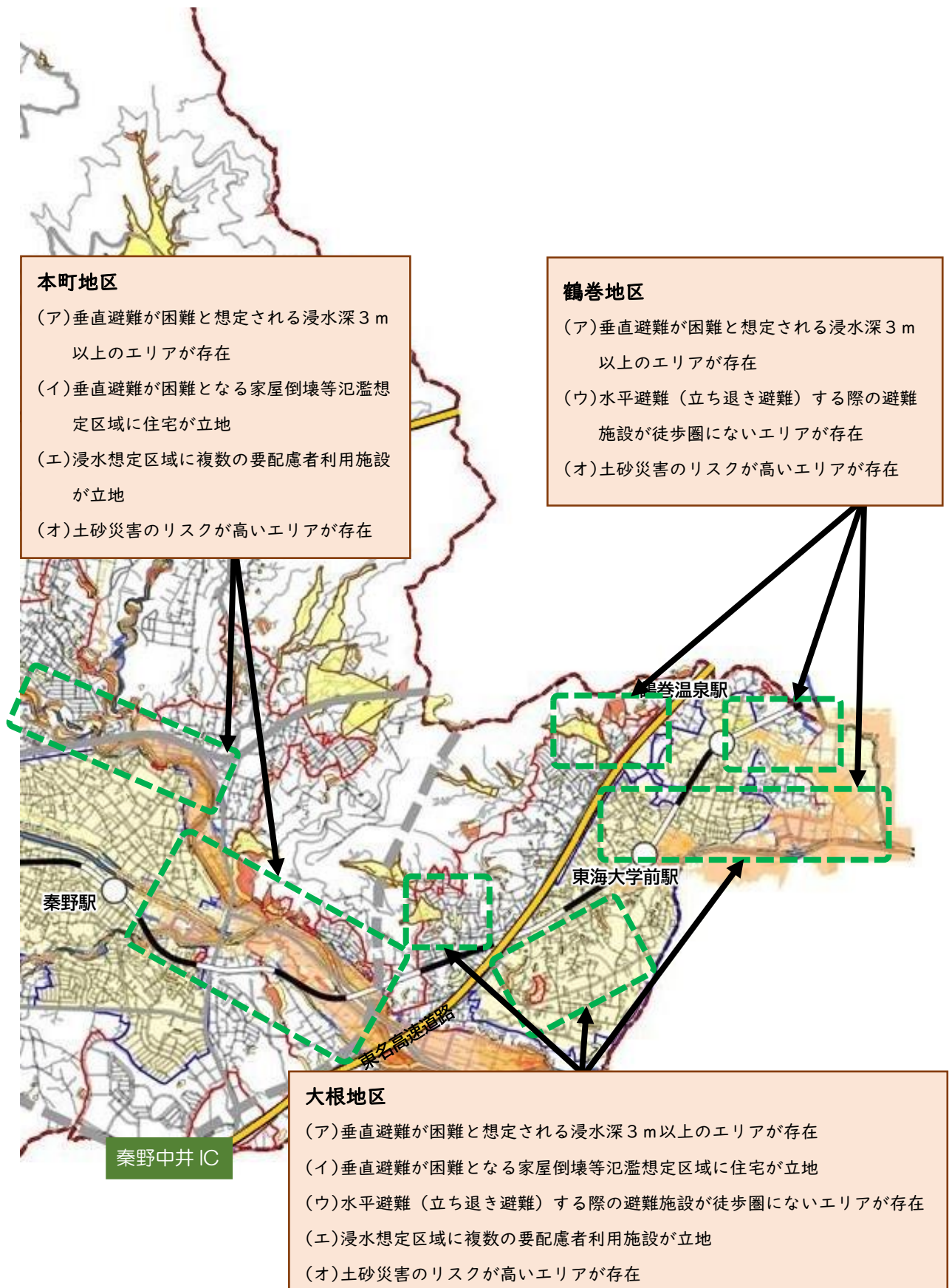
(令和7年現況)



土砂災害警戒区域内で、複数の要配慮者利用施設が立地しているエリア

(4) 市街化区域における災害リスクの整理





ア 秦野駅周辺地区における災害リスクの分析（想定最大規模降雨）



イ 鶴巻温泉駅周辺地区における災害リスクの分析（想定最大規模降雨）

ハザード情報 **水害** **土砂**

- ・ 浸水深が0.5mを超える区域が存在
- ・ 風水害時避難所徒歩圏外が存在
- ・ 平屋の建物が点在
- ・ 浸水想定区域内に要配慮者利用施設が存在
- ・ 土砂災害（特別）警戒区域が存在

想定される災害リスク

(ア) 浸水深が0.5m～3mの区域が広く分布し、平屋の建物は垂直避難が困難となる

(ウ) 浸水深が0.5m～3mの区域が風水害時避難所徒歩圏外に広く分布し、逃げ遅れが発生する可能性がある

(エ) 浸水想定区域に複数の要配慮者利用施設が立地しているため逃げ遅れの可能性がある

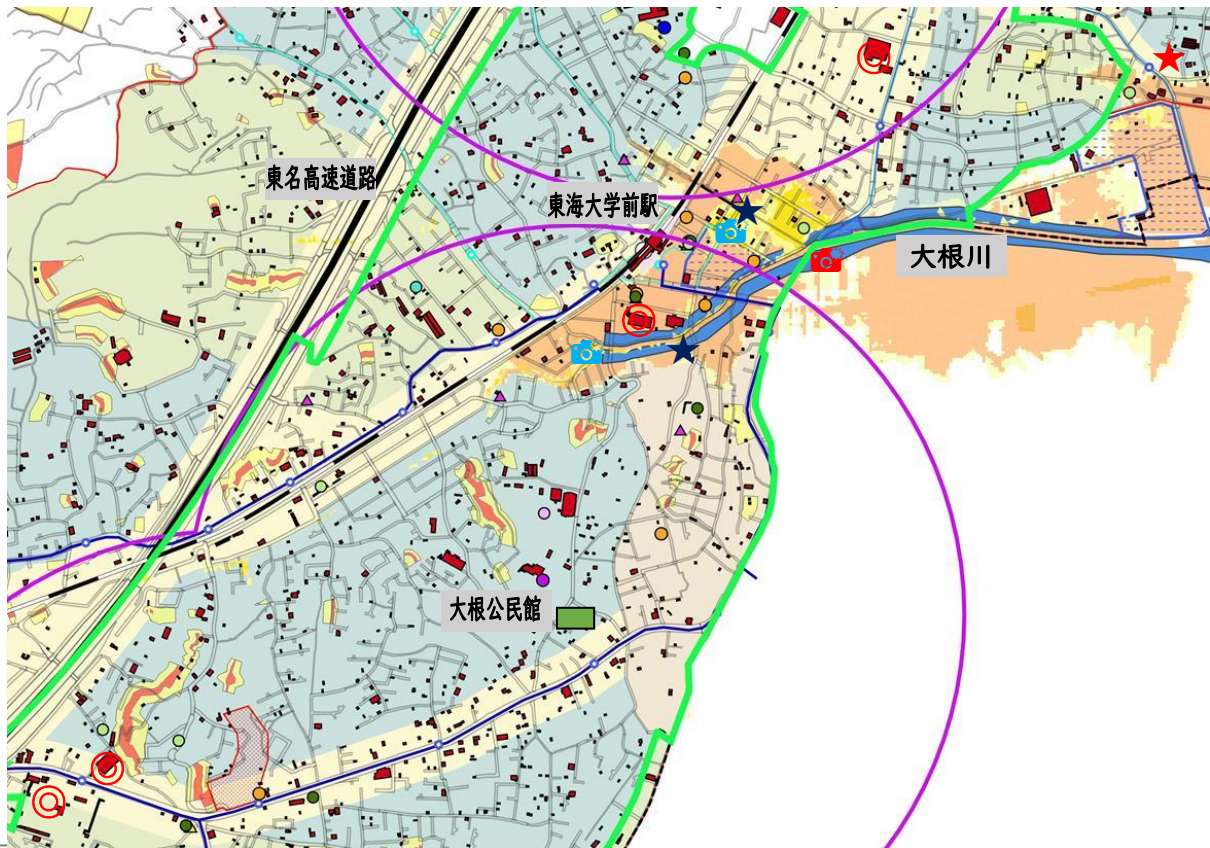
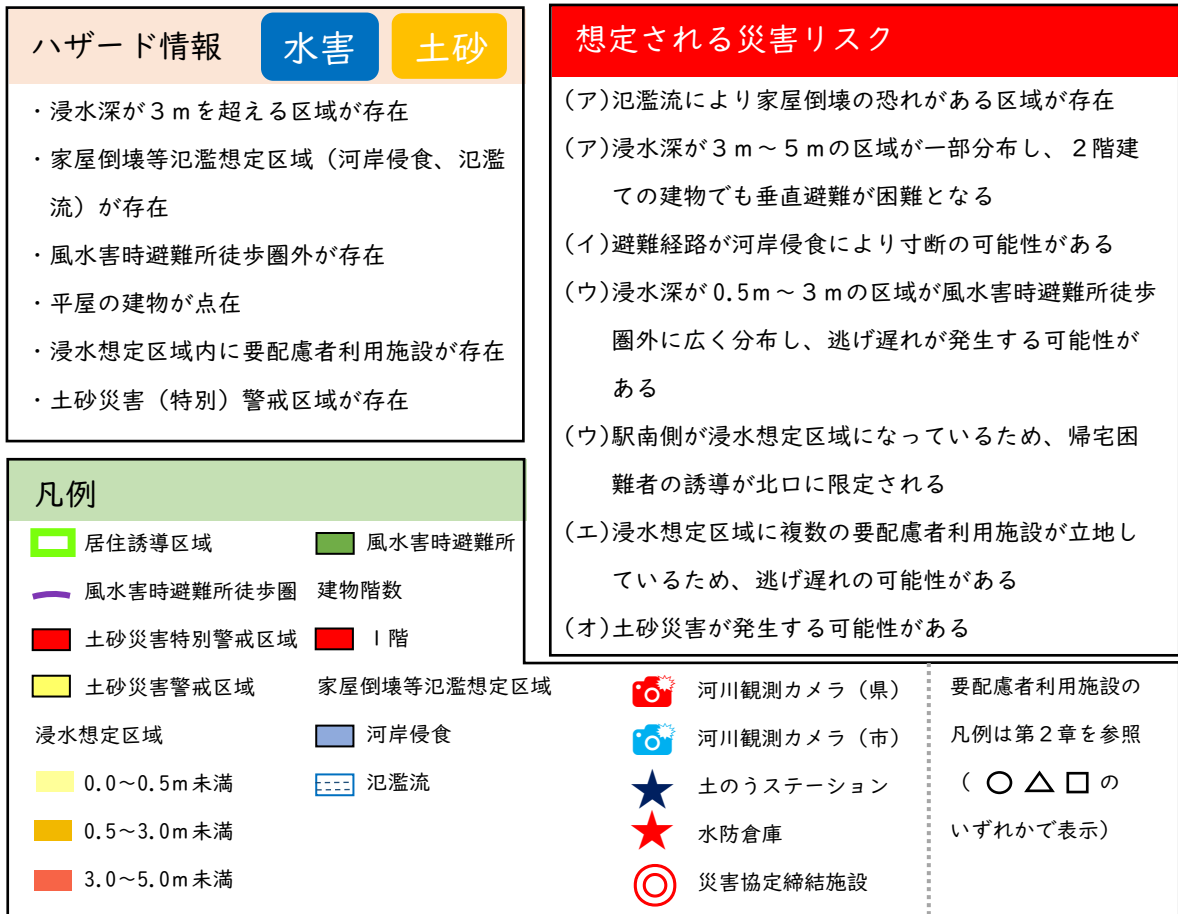
(オ) 土砂災害が発生する可能性がある

凡例

居住誘導区域	風水害時避難所	河川観測カメラ（県）	要配慮者利用施設の 凡例は第2章を参照 (○ △ □ の いずれかで表示)
風水害時避難所徒歩圏	建物階数	河川観測カメラ（市）	
土砂災害特別警戒区域	1階	土のうステーション	
土砂災害警戒区域	家屋倒壊等氾濫想定区域	水防倉庫	
浸水想定区域	河岸侵食	災害協定締結施設	
0.0～0.5m未満	氾濫流		
0.5～3.0m未満			
3.0～5.0m未満			



ウ 東海大学前駅周辺地区における災害リスクの分析（想定最大規模降雨）



3 取組方針の検討

災害による被害を回避するため、誘導区域の設定は、事前の回避が困難な土砂災害のリスクがある地域を除くことを基本とします。

しかし、水害については、まちの中心となる駅周辺に浸水想定区域が存在し、誘導区域から除くことはまちの構造上困難なため、災害リスクの低減や回避に向け、防災上の課題を踏まえて次の取組方針に分類・整理します。

			取組方針
災害リスクの回避	ソフト対策	災害時に被害が生じないように回避するための取組み	危機回避
災害リスクの低減	ソフト対策	災害発生に際し、確実な避難や人的・物的被害軽減、早期復旧・復興のための対策	避難対策
	ハード対策	河川や排水施設の整備による浸水対策や土砂災害防止のための整備等	ハード整備

「危険回避」 : 防災意識の向上を図るとともに、災害リスクが高い区域は、あらかじめ被害を回避するため居住誘導区域から除外を基本とし、居住誘導区域内への立地を誘導します。

「避難対策」 : 災害リスクの高い地域が存在するため、早期避難や災害発生時に迅速な避難ができるよう、避難所の環境整備や防災体制の構築を図ります。

「情報発信」 : 家屋倒壊等氾濫想定区域、風水害時避難所徒歩圏外や浸水深が 0.5m 以上の想定がされている区域等に立地している場合、安全に避難するためには早めの避難行動が重要です。

早期避難を促すような正確な情報と、想定される災害リスクに関する情報を分かりやすく発信し、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切のため、防災意識の向上を図ります。

「ハード整備」 : 河川洪水等による浸水を抑制するため、県と連携を図りながら河川整備を推進するとともに、排水施設や都市インフラの強靱化を図ります。

土砂災害のリスクが高いところでは、被害を軽減するため県とともにかけ崩れ対策（急傾斜地崩壊対策事業）を推進します。

居住誘導区域が設定されている地域ごとの防災上の課題に対する取組方針

防災上の課題	取組方針			
	危機回避	避難対策	情報発信	ハード整備
秦野駅周辺地区				
浸水深が0.5m～3mの区域が広く分布し、平屋の建物は垂直避難が困難となる		○	○	○
避難経路が河岸侵食により寸断の可能性がある		○	○	○
氾濫流により家屋倒壊の恐れがある区域が存在		○	○	
2つの河川（水無川、室川）に挟まれているため、避難経路が限定される	○	○	○	
河岸侵食が発生した場合、緊急輸送路（県道62号、市道6号線）が不通となる可能性がある				○
浸水深が0.5m～3mの区域が風水害時避難所徒歩圏外に広く分布し、逃げ遅れが発生する可能性がある		○	○	○
浸水想定区域に複数の要配慮者利用施設が立地しているため、逃げ遅れの可能性がある		○	○	
土砂災害が発生する可能性がある	○	○	○	○
鶴巻温泉駅周辺地区				
浸水深が0.5m～3mの区域が広く分布し、平屋の建物は垂直避難が困難となる		○	○	○
浸水深が0.5m～3mの区域が風水害時避難所徒歩圏外に広く分布し、逃げ遅れが発生する可能性がある		○	○	○
浸水想定区域に複数の要配慮者利用施設が立地しているため、逃げ遅れの可能性がある		○	○	
土砂災害が発生する可能性がある	○	○	○	○
東海大学前駅周辺地区				
氾濫流により家屋倒壊の恐れがある区域が存在		○	○	
浸水深が3m～5mの区域が一部分布し、2階建ての建物でも垂直避難が困難となる		○	○	○
避難経路が河岸侵食により寸断の可能性がある		○	○	○
浸水深が0.5m～3mの区域が風水害時避難所徒歩圏外に広く分布し、逃げ遅れが発生する可能性がある		○	○	○
駅南側が浸水想定区域になっているため、帰宅困難者の誘導が北口に限定される		○	○	
浸水想定区域に複数の要配慮者利用施設が立地しているため、逃げ遅れの可能性がある		○	○	
土砂災害が発生する可能性がある	○	○	○	○

※浜沢駅周辺地区、保健福祉センター周辺地区及び秦野赤十字病院周辺地区について、災害ハザード区域はありません。

4 具体的な取組

防災まちづくりに向けた取組みを計画的に実施するにあたって、地域防災計画や国土強靱化地域計画等の上位・関連計画との整合を図りながら、施策を次のように設定し、全市域を対象に具体的な取組を進めます。

「危険回避」

施策	具体的な取組
市民の防災意識の向上	市民の防災意識の向上に努め、「自助」「共助」の取組を推進します。
土砂災害特別警戒区域等から居住誘導区域への移転対策	居住誘導区域へ立地の誘導を図るとともに、住民等の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれがあると認められる場合は、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告等を必要に応じて活用します。

「避難対策」

施策	具体的な取組
住民参加の防災訓練の実施	行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も参加する防災訓練を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。
関係機関との連携による防災訓練の実施	医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図ります。
帰宅困難者対策の推進	交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、県民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行います。
市民の救護能力の向上	地域住民による救護能力の向上のために、市民一人ひとりが命の尊さを理解し、いざという時に応急手当を実践できる力を身につけた市民の育成を推進し、地域全体で救命の連鎖が機能するまちづくりを推進します。
消防団・自主防災組織の強化	大規模災害発生時における「自助」「共助」による応急活動を推進するため、地域の防災力の向上や、地域における消防防災のリーダーとして、その地域に密着して住民の安心と安全を守る消防団の充実強化を図ります。また、消防車両・資機材の計画的な更新・整備を推進します。
要配慮者への支援	高齢者を初めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保します。

「情報発信」

施策	具体的な取組
ハザードマップによる啓発	ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、市民の防災意識の向上を進めます。
市民等への情報発信体制の整備	市民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行います。

「ハード整備」

施策	具体的な取組
防災拠点となる市庁舎の浸水対策	災害対策本部の設置等、防災拠点となる市庁舎が浸水想定区域に位置しているため、浸水対策を進め機能の維持を図ります。
防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策	被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動が可能となるよう、災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化に続き、浸水対策を進めます。
治水対策	河川・水路の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進します。
河川改修	準用河川を整備するにあたっては、1時間あたり50mmの降雨相当の計画規模を当面の目標として河川改修を行う必要があります。
排水施設の整備	近年の豪雨の状況を踏まえ、ハードとソフトの両面の対策を組み合わせ合わせた総合的な浸水対策を推進します。
土砂災害対策	豪雨や地震によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害による被害を軽減するために、危険木伐採等補助事業の推進、周知看板の設置や防災パトロール等を引き続き実施します。
急傾斜地崩壊対策事業による対策	豪雨や地震によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害による被害を軽減するために、県とともにがけ崩れ対策（急傾斜地崩壊対策事業）を推進します。
治山対策	森林が有する公益的機能（土砂災害防止、水源かん養等）が発揮されるよう森林整備事業を推進します。
農業用施設等の整備	老朽化した農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、災害に強い農業用施設の整備を促進し安全性の確保を図ります。
危険物等施設の風水害対策	危険物施設が立地する場所において、浸水や土砂災害等の災害発生リスクに応じて、迅速かつ的確な応急対策が確保されるよう、危険物流出防止等の安全対策の促進を図ります。

5 取組スケジュール

前項で設定した施策について、次のスケジュールで継続的に取組みます。

取組方針		施 策	実施主体	実現時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (15年)
リスク回避 (ソフト)	危機回避	市民の防災意識の向上	市	→		
	危機回避	土砂災害特別警戒区域等から居住誘導区域への移転対策	県/市	→		
リスク低減 (ソフト)	避難対策	住民参加の防災訓練の実施	市民/市	→		
	避難対策	関係機関との連携による防災訓練の実施	事業者/市	→		
	避難対策	帰宅困難者対策の推進	市	→		
	避難対策	市民の救護能力の向上	市	→		
	避難対策	消防団・自主防災組織の強化	市民/市	→		
	避難対策	要配慮者への支援	市民/市	→		
	情報発信	ハザードマップによる啓発	市	→		
	情報発信	市民等への情報発信体制の整備	市	→		
リスク低減 (ハード)	ハード整備	防災拠点となる市庁舎の浸水対策	市	→		
	ハード整備	防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策	市	→		
	ハード整備	治水対策	県/市	→		
	ハード整備	河川改修	県/市	→		
	ハード整備	排水施設の整備	市	→		
	ハード整備	土砂災害対策	県/市	→		
	ハード整備	急傾斜地崩壊対策事業による対策	県/市	→		
	ハード整備	治山対策	県/市	→		
	ハード整備	農業用施設等の整備	市民/市	→		
	ハード整備	危険物等施設の風水害対策	市民/市	→		

※長期（15年）としているものは、継続的に実施していく施策を示しています。

